平成２７年（フ）第４１号
山形県鶴岡市道田町19番32号
債務者　佐藤　信行
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第７０号
新潟県新発田市小舟町１丁目１番26号
債務者　樋口　賢一
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第７１号
新潟県新発田市住吉町２丁目８番29号
債務者　梅津キユ子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第７２号
新潟県新発田市住吉町２丁目８番29号
債務者　梅津　茂光
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８８号
和歌山県紀の川市貴志川町長山256　メゾン・ドゥ・ソレイユⅠ102、住民票上の住所和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地689
債務者　名原　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１３７号
和歌山県岩出市畑毛310番地の３（110号）
債務者　村上　尚子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
香川県高松市香西北町45番地２
債務者　枝松　直人
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８６号
香川県高松市木太町3092番地２　レクシス305
債務者　竹内　正文
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９１号
香川県高松市栗林町２丁目13番15号
債務者　井手口忠司
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７７号
福岡県みやま市高田町上楠田2157番地２
債務者　林田　　滋
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第８７号
長崎県大村市木場２丁目333番地12
債務者　熊谷　由香
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市泊２丁目４番地10　コーポ名城203
債務者　比嘉　聖秀
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５８０号
大阪市平野区喜連東１丁目３番９－105号、前住所大阪市大正区南恩加島２丁目９番40－310号
債務者　佐渡山　侑
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７００号
大阪市浪速区大国１丁目３番７－902号
債務者　塩崎　郁光
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１３号
横浜市泉区上飯田町3586番地の３
債務者　藤島彩子こと　藤島　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２８号
横浜市青葉区荏田町1307番地　エクセル江田502
債務者　柳沢　政仁
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５８号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目３番35号
債務者　新戸　佳子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部